

2021 年度
自己点検・評価報告書

(2022 年 2 月発行)

桐朋学園大学

1. 点検項目について	2
2. 各専門委員会からの報告	2
基準1－使命・目的等	2
基準2－学生.....	3
基準3－教育課程	5
基準4－教員・職員	6
基準5－経営・管理と財務	8
基準6－内部質保証.....	9
法令遵守.....	9
3. まとめ.....	10

1. 点検項目について

2023年度に受審予定の機関別認証評価に向けて、評価基準及び項目全般についての対応状況を確認する必要があるため、重点的に点検する項目は定めなかった。その代わりに自己点検・評価委員会に基準ごとの専門委員会を立ち上げ、課題となる点の洗い出しを中心とした自己点検・評価を実施することとした。

2. 各専門委員会からの報告

基準1－使命・目的等

*主に自己点検を行った項目を、青文字で示している。

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
 - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
 - 1-1-② 簡潔な文章化
 - 1-1-③ 個性・特色の明示
 - 1-1-④ 変化への対応
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映
 - 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
 - 1-2-② 学内外への周知
 - 1-2-③ 中長期的な計画への反映
 - 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
 - 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

●「使命・目的及び教育目的の設定」および「三つのポリシーへの反映」に関して

前回2016年度の認証評価において報告書の記述において「教育の目的」の表現が曖昧であるという指摘を受けた。「教育の目的」については、学則に明記していることを共通の認識とするとともに、自己点検・評価委員会にて「教学マネジメント指針」についての理解を深めていく過程で、後述のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの見直しと合わせて「教育の理念」を新たに掲げ、育てる学生像を明確に示した。

<教育の目的>

桐朋学園大学学則第1条

本学は教育基本法に精神に従い、広く知識を授けるとともに音楽の専門教育を与え、人格の完成を図り、有為な音楽家を育成することを目的とする。

桐朋学園大学大学院学則第2条

修士課程は、広い視野に立って、音楽についての精深な学識と技術を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士後期課程は、音楽専攻分野について、教育者、研究者として自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

<教育の理念>

建学の精神、及びに教育の目的に則り、以下のような学生を育てます。

- ・深く専門を究めると同時に幅広い教養を身につけた、自由で豊かな感性を持つ個性ある学生
 - ・現代社会において音楽文化が直面するさまざまな課題に対処し、解決する能力を身につけ、社会に貢献できる学生
 - ・演奏や創作、作品理解などについての卓越した能力を基礎に、専門の枠を超えて新しい音楽文化を創造できる学生
-

●「教育研究組織の構成との整合性」について

今後、専任教員数を減らしていく見通しがある中で、主任会議において現在の部会・運営委員会の再編についての検討が行われた。2022年度に向けての体制としては、現状の体制を維持することが確認された。教育研究組織の構成は教育力にも直結することから、引き続き、部会・運営委員会や教育研究関連の委員会の在り方については、検討を重ねる。

基準2－学生

*主に自己点検を行った項目を、青文字で示している。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

2-4. 学生サービス

- 2-4-① 学生生活の安定のための支援

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の
意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

●「教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知」について

大学のアドミッション・ポリシーの詳細説明として、カリキュラム・ポリシーとの関連を明確にするため、以下の文章を併記することとした。

入学選抜試験で課す課題により、アドミッション・ポリシーで明記した次の能力を測る。

(表現・意欲・関心・創造的思考の分野)

- * 音楽表現に対する能力や意欲を持っている者
- * 自分なりの音楽表現を究める努力をしている者
- * 自己の目標を持ち、専攻分野の修得に強い意志を持っている者
- * 音楽表現を通して、社会の発展に貢献する意思のある者

(知識・技能の分野)

- * 音楽分野に関する基礎的な知識と技能を習得している者

(理解・判断の分野)

- * 音楽文化の領域を学ぶために必要な理解力・構想力を持っている者

上記については、教務委員会、主任会議で検討し、教授会で確認をした。詳細は以下の本学 Web サイトで周知している。 <https://www.tohomusic.ac.jp/college/admissions/boshuyoko/index.html>

オープンキャンパスや講習会の入試ガイダンス等においては、志願者に対してアドミッション・ポリシーを文言として伝えるだけでなく、本学の個性や特色や入学後の学びとの関連を理解してもらおうような工夫をしていきたい。

●「アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証」に関して

大学、大学院、それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った入試課題を課し、志願者の適切な評価を行っている。また、定期的に広報・募集対策委員会を開催し、入試・学生募集・広報等について議論を重ねた。2021年度修士課程入試については9月入学者選抜を実施した。学生募集関連については、コロナ禍もあり遠方からの参加が難しい受験生への対応として、主に以下のような取り組みを行った。

- 1) 楽器店(札幌・仙台・東京・福岡)での体験レッスンおよび説明会の開催

(福岡は新型コロナの感染拡大により中止)

- 2) 管楽器・声楽専攻での受験を検討している学生を対象とした無料オンラインレッスン

(4月～12月に8回実施)

●「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」に関して

大学入学者については、2021年度も入学定員未充足となっていることから、具体的な方針の策定が

急務となっている。広報・募集対策委員会でも各種の検討はなされているものの解決に結びつくものとはなっていないため、より詳細な分析を行い、組織的な対応をするための体制を整える必要がある。

●「TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実」に関して

2021年度は14名のTAが稼働した。大学の授業科目「合唱」「声楽ディクシオン」「作曲法演習」「副科実技(指揮)」「声楽オペラ」、また桐朋女子高等学校音楽科の「室内楽」等において教員の補佐を行っている。現状では順調に運営されているが、実習系の科目が多い本学においては、今後はSA(Student Assistant)など、より学修支援を充実させる方策について検討を重ねていきたい。

●「キャリア支援」に関して

教育課程内でのキャリア支援体制について、現在は大学1年生の必修科目「日本語表現」において年間2コマほどキャリア支援センターとの連携授業を実施しているが、4年間を通したカリキュラム内におけるキャリア支援の扱いをどのようにしていくかが継続課題となっている。

●「校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理」に関して

仙川キャンパスにおける音楽ホールを備えた校舎(H館)の運用開始に伴い、調布キャンパスを中心に行われていた大学の座学系授業が9月から仙川キャンパスと調布キャンパスの両方で実施されるようになる等の大きな変化があった。概ね問題なく運用されているが、コロナ禍もあり通常の運用とはなっていないことから、引き続き各種の状況を注視していく。

*仙川キャンパスにおいては、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレ等のバリアフリー施設が増え、点字ブロックの箇所も拡大された。

*キャンパス環境の変化に合わせ、図書館も9月に仙川図書館をリニューアル・オープンし、開架スペースを拡張、楽譜・映像資料を約10,000点追加した。3月には調布図書館も調布キャンパス1号館へ移転しリニューアルされる。

*校舎移転やコロナ禍への対応として、クラス授業人数の管理は例年以上にきめ細かな対応がなされ、各教室の大きさに即した人数に調整しての授業運営がなされた。

●「学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」に関して

学修時間・学修行動調査を実施し、大学授業やレッスンの出席率・予習復習の状況についての集計結果を公開している。今後の課題としては、調査項目やフェイスシートの設定方法などについて工夫し、より細かい分析をして各種の改善に繋げていけるようにしたい。

基準3－教育課程

*主に自己点検を行った項目を、青文字で示している。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、

修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

●「教育課程」に関して

1. ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの見直し、及び学修成果の策定をおこなった。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は、カリキュラム・ポリシーに明記。9月～11月の教務委員会、主任会議で検討し、教授会で確認をした。改定されたポリシーは、本学 Web サイトで広く周知している。
2. カリキュラム・ポリシーの改定に伴い、教務委員会を中心に 2022 年度入学生からの教育課程も見直しをおこなった。変更点は次の 2 点である。
◇専門科目の「基礎科目」と「応用科目」の科目は、両方とも学修成果の II) の部分に含まれているため、この 2 つを合わせて「専門関連科目」とした。
◇学修成果の III) にあたる「日本語表現」は、「語学」のカテゴリーに含めていたが、内容的に教養科目をはじめ専門科目を学ぶための基礎となるものである。このことから「一般教養科目」の枠組みに組みかえた。
3. 一般教養科目の開講科目を一般教育部会にて検討した。内容的に重なっている科目を廃止し、西洋音楽を学ぶに必須と考えられる科目の開講を主任会議で確認した。
4. 三つのポリシーの点検・評価を実施する指針として、アセスメント・ポリシーを策定した。このポリシーは教務委員会を中心に検討し、教授会で確認した。次年度以降、この方針で点検・評価を実施し、問題点等があれば修正することとした。

基準 4－教員・職員

*主に自己点検を行った項目を、青文字で示している。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

●「**教学マネジメントの機能性**」について

「教学マネジメント」への理解を深めるために、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）」の施行に対応した本学におけるガバナンス体系の見直しを行った。その結果、学長のリーダーシップの保証が本学では弱いことが明らかとなり、このことを踏まえ、本学のガバナンス体系の問題点について教授会・研究科委員会にて意識共有を図るとともに、学則その他重要規則の改正を行った。また、このプロセスを通じて、学長リーダーシップの重要性に関する構成員の理解が深まった。

●「**職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**」に関して

2021 年 4 月に事務局の部・課制を、グループ・チーム制に改編した。多岐にわたる事務局業務において、特に教学マネジメントに関わる部分での機動力向上が期待されているため、今年度の状況についての点検を行い、改善につなげるようにする。

●「**研究倫理の確立と厳正な運用**」に関して

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正があったことから、研究支援に関連する事項や規程の見直しを行った。「基本方針」「行動規範」を新たに定め、研究倫理・コンプライアンス教育の実施方法についても見直した。この分野は大学院設置を機に本学でも整備を進めてきたところだが、より厳格な運用が求められていることから、適切に対応していく。

●「**研究活動への資源の分配**」に関して

「桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成」として、教職員の中から音楽部門の更なる発展を目指す取り組み（「個人による意義ある独自の音楽活動」、「経営上、部門に大きな利益をもたらす技術、システムに関する方策」など）を対象に公募した。演奏会開催、CD制作等の一部助成金として 1 名 100 万円を上限に 7 名の教員の取り組みが採用され、助成金を給付した。例年、交付している一般研究費についても、2021 年度も 1 人 10 万円を上限として交付する。

基準5－経営・管理と財務

*主に自己点検を行った項目を、青文字で示している。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

● 「理事会の機能」「管理運営の円滑化と相互チェック」に関して

教学マネジメントの点検と並行して、法人機能のチェックも行った。本学においては、部門制をとっており、法人全体のマネジメントについて、本学において議論することは制度上困難であるが、部門において、4-3 で述べたガバナンス改革を行った大学と、法人機関である部門との関係性等について分析を行った。その結果、今回のガバナンス改革にそぐわない点、特に、部門の長である学長と、大学の長としての学長の権能の整合性がとれていない制度があったため、その両者の権能の差異を明確にし、規程類においてその整合を図った。

● 「財務基盤と収支」に関して

本学が属する「桐朋学園音楽部門」の経営計画の立案に当たることを目的とした、部門長（本学学長が兼務している）の諮問機関である経営評議会（構成員：音楽部門長、音楽部門選出理事、音楽部門評議員、事務局長、事務局管理グループマネージャー）を2021年度は15回開催した。事業計画、当初・補正予算、決算、次年度の学費、その他経営に関する事項を検討し、安定した財政基盤を構築できるよう努めた。2021年度の当初予算作成時には今後10年間の収支見通しを併せて作成した。入学者数、教職員数、施設設備の更新、経費の見直し等、より精緻な予算編成となるよう様々な数値を盛り込んだ。単年度の収支の均衡だけでなく、中長期における計画的な予算編成・執行することで一定の収支差額を確保していきたい。

基準6－内部質保証

*主に自己点検を行った項目を、青文字で示している。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

● 「内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立」に関して

内部質保証の組織体制について再検証を行った。内部質保証のための組織について「自己点検・評価委員会」の位置づけを「桐朋学園大学 内部質保証 体系図」によって明確にし、学内での共通認識とした。また、2023年度に受審する認証評価に向けて、自己点検・評価委員会の「専門委員会」を評価基準ごとに編成した。「教学マネジメント指針」の読み方などについても、自己点検・評価委員会からの働きかけにより、教務関係部署においての具体的な検討に結びつけるなど、学内での相互チェック機能としての役割も果たした。また、「PDCA」の「C」→「A」が欠けているために改善に上手く結び付けられていない傾向がいくつか見つかったため、責任体制を明確にして規程に落とし込むといった今後の方向性を示すといった場面でも有効に機能した。

法令遵守

● 法令等の遵守状況の確認について

認証評価の報告書にある「法令等の遵守状況一覧」をまとめる作業を通して浮かび上がった規程の課題について、関係部署等との調整を行った。その最初の作業として、大学及び大学院の学則に関して、学長権限その他ガバナンスに関する事項の改正等を行うための学則変更手続を行った。その他、対応が必要な案件について、制度審議会を中心にして計画的に整備する体制を構築していく。

3. まとめ

各基準に沿って改めて詳細を点検していく中で、これまで浮かび上がっていなかった取り組むべき課題が明確になった。現在、次年度の改善計画を立てるところから始めている。

また、本学では認証評価について、「報告書をまとめるための特別な対応が必要」という意識が強かった。「教学マネジメント指針」への理解を深め、基準ごとの自己点検・評価を実施することにより、教員と職員がそれぞれ取り組むべき課題への理解が深まった。認証評価の受審に向けて、2022年度はそれらの相互の関連性への理解を深め、自己点検・評価が永続的な取り組みとして定着するような活動を実施していきたい。

以上